

諏訪広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和8年9月30日

諏訪広域連合長

金子 伸一

諏訪広域連合条例第4号

諏訪広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

諏訪広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年諏訪広域連合条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中「840円」を「1,120円」に、「1,080円」を「1,440円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の諏訪広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。